⑶　深夜加算２　所定点数の100分の80に相当する点数
⑷　⑴から⑶までにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、処置の開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合　所定点数の100分の40に相当する点数

７　120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。

８　区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料及び同注５に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に処置（区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料のみを算定する患者については、区分番号Ｉ００５に掲げる抜髄及び区分番号Ｉ００６に掲げる感染根管処置に限る。）を行った場合は、当該処置の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

第１節　処置料

区分

（歯の疾患の処置）

Ｉ０００　う蝕処置（１歯１回につき）　18点
注　貼薬、仮封及び特定薬剤の費用並びに特定保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｉ０００－２　咬合調整
１　１歯以上10歯未満　40点
２　10歯以上　60点

Ｉ０００－３　残根削合（１歯１回につき）　18点
注　貼薬、仮封及び特定薬剤の費用並びに特定保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｉ００１　歯髄保護処置（１歯につき）
１　歯髄温存療法　150点
２　直接歯髄保護処置　120点
３　間接歯髄保護処置　30点
注１　歯髄温存療法を行った場合の経過観察中の区分番号Ｉ０００に掲げるう蝕処置の費用は、所定点数に含まれる。
２　特定薬剤及び特定保険医療材料の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００２　知覚過敏処置（１口腔１回につき）
１　３歯まで　40点
２　４歯以上　50点
注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００２－２　乳幼児う蝕薬物塗布処置（１口腔１回につき）
１　３歯まで　40点
２　４歯以上　50点
注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００３　初期う蝕早期充填処置（１歯につき）　124点
注　小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００４　歯髄切断（１歯につき）
１　生活歯髄切断　230点
２　失活歯髄切断　70点
注１　永久歯の歯根完成期以前及び乳歯の歯髄につき、１の生活歯髄切断を行った場合は、40点を所定点数に加算する。
２　歯髄保護処置の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００５　抜髄（１歯につき）
１　単根管　228点
２　２根管　418点
３　３根管以上　588点
注１　区分番号Ｉ００１の１に掲げる歯髄温存療法を行った日から起算して３月以内に当該処置を行った場合は、その区分に従い、78点、268点又は438点を算定する。
２　区分番号Ｉ００１の２に掲げる直接歯髄保護処置を行った日から起算して１月以内に当該処置を行った場合は、その区分に従い、108点、298点又は468点を算定する。
３　麻酔（通則第７号に規定する麻酔に限る。）及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００６　感染根管処置（１歯につき）
１　単根管　144点
２　２根管　294点
３　３根管以上　432点
注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００７　根管貼薬処置（１歯１回につき）
１　単根管　26点
２　２根管　30点
３　３根管以上　40点
注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００８　根管充填（１歯につき）
１　単根管　68点
２　２根管　90点
３　３根管以上　110点
注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００８－２　加圧根管充填処置（１歯につき）
１　単根管　130点
２　２根管　156点
３　３根管以上　190点
注１　区分番号Ｍ０００－２に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において算定する。
２　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

（外科後処置）

Ｉ００９　外科後処置
１　口腔内外科後処置（１口腔１回につき）　22点
２　口腔外外科後処置（１回につき）　22点

Ｉ００９－２　創傷処置
１　100平方センチメートル未満　45点
２　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　55点
３　500平方センチメートル以上　85点
注　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

Ｉ００９－３　歯科ドレーン法（ドレナージ）（１日につき）　50点
Ｉ００９－４　上顎洞洗浄（片側）　55点
Ｉ００９－５　口腔内分泌物吸引（１日につき）　48点